

## 奈良市開発許可・宅造申請の窓口閲覧システムに関する事務取扱

### (趣旨)

第1条 この取扱は、都市整備部開発指導課（以下「開発指導課」という。）が管理する開発許可・宅造申請の窓口閲覧システム（以下「閲覧システム」という。）を利用した閲覧又は複写について、奈良市開発登録簿の閲覧等に関する規則に加えて必要な事項を定めるものとする。

### (閲覧又は複写の対象となる電磁的記録)

第2条 開発指導課が管理する電磁的記録のうち、閲覧システムを利用して閲覧又は複写に供することができるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 閲覧又は複写に供することができる電磁的記録  
開発登録簿・付近見取り図・土地利用計画図
- (2) 閲覧に供することができる電磁的記録  
宅造申請・大和都市計画区域外の開発事業（区域のみ）

### (閲覧)

第3条 前条に掲げる電磁的記録の閲覧を求める者は、閲覧システムにて必要な事項を入力すること。

2 開発指導課長（以下「課長」という。）は必要があると認めるときは、閲覧を行おうとする者に対して、身分を明らかにする書類の呈示を求めることができる。尚、必要があると認めるときとは、入力された利用申請者情報内容が疑わしい場合である。

### (複写)

第4条 第2条（1）に掲げる電磁的記録は、閲覧システムにより複写できることとする。

- 2 前項に規定する複写を行う者は、1枚470円を費用として複写できることとする。
- 3 前項に規定する費用の納入額を証する書面は、会計規則第20条の規定に基づき、閲覧システムから出力する領収書、又は開発指導課作成の領収書によることとする。
- 4 課長は、必要があると認めるときは、複写を行おうとする者に対して、身分を明らかにする書類の呈示を求めることができる。

### (事務の取扱時間)

第5条 第3条又は第4条に掲げる文書等の閲覧又は複写の取扱時間は、次のとおりとする。ただし、課長は必要があると認めるときは、取扱時間を変更することができる。

事務の取扱時間 閲覧については午前8時30分から午後5時まで  
複写については午前8時30分から午後4時まで

- 2 前項に規定する取扱時間のうち午前8時30分から午前9時及び正午から午後1時は閲覧システムのメンテナンス等のため利用は不可とする。

### (閲覧可能件数及び時間)

第6条 1回の利用につき閲覧可能な件数は10件以内、かつ閲覧可能な時間は20分以内とする。

### (その他)

第7条 奈良市開発登録簿の閲覧等に関する規則に準ずる。

### 附則

この事務取扱は、令和6年4月1日より施行する。